令和８年度河北町新規就農者総合支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、就農初期段階での新規就農者の経営基盤確立に向けた取り組みについて支援し、経営的負担の軽減により農業経営の早期確立と将来の地域の中心となる担い手としての育成及び確保を図るため、補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成９年規則第１４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　町内に住所を有する者

⑵　河北町認定新規就農者の認定を受けている者

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費は、農業経営に必要な整備事業に係る経費とし、別表に定める事業区分ごとに定めるものとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、別表に定める事業区分ごとに定めるものとする。

２　前項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の様式第１号の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

⑴　別表に定める事業区分ごとに定める事業計画書（様式第１－１号、１－２号、１－３号）

⑵　見積書

⑶　農地整備事業及び農作業施設整備事業の場合は、着工前の写真、補助対象となる土地や施設等について自らが所有権又は利用権を有していることを証する書類

⑷　その他町長が必要と認める書類

２　補助金の申請は、補助対象者が河北町認定新規就農者の認定期間中とし、農業用機

械整備事業については河北町認定新規就農者の認定期間中につき１回限りとする。

３　申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請することはできない。

（補助金の変更）

第６条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第７条第１項の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和８年度河北町新規就農者総合支援事業費補助金変更交付申請書（様式第２号）を提出しなければならない。

２　規則第７条第１項第１号アに規定する軽微な変更とは、補助金額の申請額を変更する必要がない補助対象事業費の変更を行う場合をいう。

（補助金交付決定の変更及び通知）

第７条　町長は、前条による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、令和８年度河北町新規就農者総合支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第３号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、事業を完了したときは、事業完了後から３０日以内又は令和８年３月２３日のいずれか早い日までに規則の様式第３号の実績報告書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

⑴　別表に定める事業区分ごとに定める事業実績書（様式第１－１号、１－２号、１－３号）

⑵　整備金額の支払が確認できる領収証等

⑶　別表に定める事業区分ごとに整備した機械・農地・農作業施設等の写真

⑷　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第９条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

⑴　計画の認定の有効期間内に第２条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

⑵　第８条に規定する報告書の提出を行わないとき。

⑶　補助金の交付の対象として取得した農業用機械等を減価償却期間内に処分したとき。

⑷　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第３条、第４条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金の額
農業用機械整備事業	１台あたりの購入経費が１０万円以上である農業用機械購入に関する経費。ただし、事業の対象となる機械が中古機械等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第３条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が２年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による２年間以上の保証があるものに限る。）。	補助対象経費の２分の１以内の額とし、５０万円を限度とする。
農地整備事業	補助対象者が所有権又は利用権を有する農地内の既存施設の解体・撤去、既存樹木の伐採・抜根、整地等の農地整備に関する経費。なお、労務費の算出に当たっては、公共工事設計労務単価で算出される金額を上限とする。ただし、補助対象者が自ら行う労務費については、総事業費の２分の１を上限に算入できる。	補助対象経費の４分の１以内の額とし、２５万円を限度とする。
農作業施設整備事業	補助対象者が所有権又は利用権を有する土地や施設等における農作業施設（農作業小屋、農業用機械格納庫等）の整備や修繕等に関する経費。なお、労務費の算出に当たっては、公共工事設計労務単価で算出される金額を上限とする。ただし、補助対象者が自ら行う労務費については、総事業費の２分の１を上限に算入できる。	補助対象経費の４分の１以内の額とし、２５万円を限度とする。

様式第１－１号（第５条、第８条関係）

農業用機械整備事業（計画・変更・実績）書

○事業完了（予定）年月日：　　年　　月　　日

機械名	メーカー名	型番	用途	購入額（円）※税込み
合計額				

○補助金額

上記合計額　　円×１/２＝　　円

※１，０００円未満の端数を切り捨てた額　　円と５００，０００円のいずれか低い方の額

補助金額　　円

様式第１－２号（第５条、第８条関係）

農地整備事業（計画・変更・実績）書

○事業完了（予定）年月日：　　年　　月　　日

大字・小字・地番	地目	面積（㎡）	整備内容	整備額（円）※税込み
合計額				

○補助金額

上記合計額　　円×１/４＝　　円

※１，０００円未満の端数を切り捨てた額　　円と２５０，０００円のいずれか低い方の額

補助金額　　円

様式第１－３号（第５条、第８条関係）

農作業施設整備事業（計画・変更・実績）書

○事業完了（予定）年月日：　　年　　月　　日

大字・小字・地番	地目	面積（㎡）	整備内容	整備額（円）※税込み
合計額				

○補助金額

上記合計額　　円×１/４＝　　円

※１，０００円未満の端数を切り捨てた額　　円と２５０，０００円のいずれか低い方の額

補助金額　　円

様式第２号（第６条関係）

年　月　日

河北町長　　様

申請者　住所

氏名

令和８年度河北町新規就農者総合支援事業費補助金変更交付申請書

年　　月　　日付指令第　　号をもって交付の決定の通知があった、令和８年度河北町新規就農者総合支援事業費補助金（事業区分名）について、令和８年度河北町新規就農者総合支援事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により下記のとおり計画を変更したいので申請します。

記

１　変更理由

２　補助対象経費

３　補助金の申請額

４　事業変更書（様式第１－１号、１－２号、１－３号）

５　その他町長が必要と認める書類

（注）２及び３については変更前を（　）で上段に記入すること。

様式第３号（第７条関係）

指令第　　号

年　月　日

様

河北町長　　印

令和８年度河北町新規就農者総合支援事業費補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付で申請ありました令和８年度河北町新規就農者総合支援事業費補助金（事業区分名）について、下記のとおり変更交付決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額　　円

（注）決定額については、変更前を（　）で上段に記入すること。